

第9回 介護情報利活用ワーキンググループ	資料 1
令和6年3月14日	

第8回の本ワーキンググループにおける議論について

第8回の本WGにおける主なご意見について

第8回の主なご意見

- 保険者から被保険者に発行される様式のうち、介護保険被保険者証以外の様式についても共有の対象とするのかについて整理すべきではないか。
- 施設や小規模多機能型居宅介護の事業所でもケアプランを作成することから、ケアプラン作成者がいる事業者へも情報共有する必要があるのではないか。
- 都道府県において介護事業所等への運用指導を行う場合も想定されることも踏まえ、都道府県への介護情報の共有も検討すべきではないか。
- 利用する事業所を変えた場合等の同意の取り扱いを整理すべきではないか。
- 介護情報の共有に関する利用者の同意を取得する際の説明を誰が行うのかについて整理すべきではないか。
- 利用者の家族への共有に関する本人の不同意の確認をどのように行うのかについて整理すべきではないか。
- 介護事業所内で共有する職員の範囲を介護事業所が判断する上で、参考となる手引きを検討するべきではないか。

対応案

- 上記のご指摘のあった事項への対応の方向性や、第8回で今後検討することとした事項等も含め、とりまとめに反映してはどうか。